

令和6年 第12回厚沢部町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年6月17日					
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室					
会議の日時	開会	令和6年6月24日 午後 6時30分				
	閉会	令和6年6月24日 午後 7時30分				
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名					
出席委員	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
	1番 会長	外崎 明	7番 委員	下川部 和宏	13番 委員	由利 昭人
	2番 委員	吉田 藍	8番 委員	川口 豊	14番 委員	佐藤 貴彦
	3番 委員	佐藤 美登子	9番 委員	西口 智章		
	4番 委員	木村 卓也	10番 委員	奈良 和人		
	5番 委員	齋藤 和博	11番 委員	木口 幸弘		
	6番 委員	前田 秀幸	12番 委員	佐藤 龍也		
参 与	事務局長 沼下 利広 総務係 谷口 方基					
議案説明のため出席した者 なし						
令和6年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。						
会 議 録 署名委員	農委会長 2番 _____ 9番 _____ _____					

会 議 の 経 過

事務局長	全員おそろいですので、これより、第12回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	仕事の後の総会ということで、皆さんご苦勞様です。 天候にも恵まれ、いまでは少し雨が欲しいくらいですが、順調に仕事も進んでいることと思います。農業委員会も第12回ということで、早いもので1年経つというところですよ。 早速ですが総会に入ります。
会長	日程第1、出席者の報告。14名出席です。 日程第2、議事録署名委員の指名について、2番、9番お願いいたします。
事務局	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告について、事務局より説明願います。
事務局	報告第1号 下記農地所有適格法人から別紙のとおり農地法第6条の規定による報告書の提出がありましたので報告します。 1番 株式会社〇〇〇〇。代表取締役 〇〇〇〇さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第3条第2項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。 2番 株式会社〇〇〇〇。代表取締役 〇〇〇〇さん、同じく別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第3条第2項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
会長	事務局より説明がありました。 報告ですので、何か聞きたいことなどあれば。
委員	ありません。
会長	ないということで、よろしいですね。 では、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。
事務局	報告第2号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。 1番 借主は稲見の〇〇〇〇さん、貸主は本町の〇〇〇〇さん、土地の所在は稲見〇〇-〇外7筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は53,052㎡、契約期間は令和5年5月29日から令和15年5月28日までの10年間でした。所有権移転に伴う解約です。
会長	これも報告ですので、何か聞きたいことがあれば。
委員	ありません。
会長	よろしいですね。 では、議案第1号 現況証明の交付について、事務局より説明願います。
事務局	議案第1号 下記のとおり、現況証明書の交付申請があったので意見を求めます。 1番 土地の所在は共和〇〇-〇で地目は田、面積は1,678㎡、利用状況は30年以上前より田として使用しておらず雑草が生育し原野の状態、出願理由は地目変更登記のため必要、調査員は記載の3名で、土地の所有者及び申請者は札幌市の〇〇〇〇さんです。 2番 土地の所在は鶉〇〇-〇で地目は畑、面積は1,968㎡、利用状況は30年以上前より畑として使用しておらず雑草が生育し原野の状態、出願理由は地目変更登記のため必要、調査員

会 議 の 経 過

	<p>は記載の3名で、土地の所有者及び申請者は江差町の〇〇〇〇さん外4名です。</p> <p>3番 土地の所在は中館〇〇-〇外2筆で地目は畑、合計面積は3,676㎡、利用状況は50年以上前より畑として使用しておらず、宅地及び原野の状態で、出願理由は地目変更登記のため必要、調査員は記載の3名で、土地の所有者及び申請者は札幌市の〇〇〇〇さんです。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。 1番から補足説明願います。</p>
木村委員	<p>地図でもわかるとおり、雑木等が茂り密林のような状態です。よろしく願います。</p>
会長	<p>2番願います。</p>
川口委員	<p>先ほどの説明と同じく、雑木等が生い茂り、畑としては使用できない状態です。よろしく願います。</p>
会長	<p>3番願います。</p>
西口委員	<p>これは〇〇〇〇さんの娘さんからの案件で、地図で見ても分かる通り、上の2筆は倉庫が建っている状態で、もう畑としては50年以上使っていない感じでした。下の1筆は斜面で、そもそも畑としては使えない状態でした。よろしく願います。</p>
会長	<p>議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。</p>
事務局	<p>1番 譲受人は稲見の〇〇〇〇さん、譲渡人は本町の〇〇〇〇さん、土地の所在は稲見〇〇-〇外11筆、地目は公募現況ともに記載のとおりで、合計面積は55,881㎡、対価は10aあたり田及び畑で30,000円となっております。</p> <p>2番 譲受人は稲見の〇〇〇〇さん、譲渡人は福井県の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇-〇外6筆、地目は公募現況ともに記載のとおりで、合計面積は41,229㎡、対価は10aあたり37,000円となっております。</p> <p>3番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇-〇外4筆、地目は公募現況ともに畑、合計面積は15,798㎡、対価は10aあたり50,000円となっております。</p>
会長	<p>議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。</p>
事務局	<p>1番 借主は当路の〇〇〇〇さん、貸主は城丘の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇-〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は8,238㎡、契約期間は令和6年6月25日から令和8年12月31日までの2年間です。対価は10aあたり18,000円です。更新の案件です。</p>
事務局	<p>2番 借主は鶴町の〇〇〇〇さん、貸主は埼玉県の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶴町〇〇-〇、ほか1筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は20,451㎡、契約期間は令和6年6月25日から令和6年12月31日までの1年間です。対価は10aあたり田畑ともに18,000円です。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>

会 議 の 経 過

会長 それでは申請通り許可してよろしいですか。

委員 異議なし。

会長 それでは申請通り許可します。

他になければ第 12 回農業委員会総会を閉会します。

～了～